



平成 23 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 日 新 製 糖 株 式 会 社
代表者名 取 締 役 社 長 石 本 恒 久
(コード番号 2116 東証第二部)
問 合 せ 先 常務取締役総務部長 青 砥 由 直
(T E L. 03-3668-1246)

会 社 名 新 光 製 糖 株 式 会 社
代表者名 取 締 役 社 長 樋 口 洋 一
(コード番号 2113 JASDAQ)
問 合 せ 先 取締役総務担当 砂 岡 瞳 夫
(T E L. 06-6939-1201)

日新製糖株式会社と新光製糖株式会社との共同持株会社設立（株式移転）による 経営統合に関するお知らせ

日新製糖株式会社（以下「日新製糖」といいます。）と新光製糖株式会社（以下「新光製糖」といいます。）は、平成 23 年 6 月 28 日（日新製糖）および平成 23 年 6 月 23 日（新光製糖）開催予定の両社の定時株主総会における承認を前提として、平成 23 年 10 月 3 日（予定）をもって、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる日新製糖ホールディングス株式会社（以下「共同持株会社」といいます。）を設立（以下「本株式移転」といいます。）することについて、本日開催したそれぞれの取締役会において決議し、本株式移転に関する「株式移転計画書」を共同で作成するとともに、両社間で「経営統合に関する覚書」（以下「覚書」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本株式移転による経営統合の背景と目的等

（1）経営統合の背景と目的

日新製糖および新光製糖の主力事業である精糖事業においては、我が国によるWTO（世界貿易機関）における農業交渉、FTA（自由貿易協定）・EPA（経済連携協定）締結交渉あるいは TPP（環太平洋パートナーシップ協定）参加協議など、精糖業界をめぐる国境措置低減の動き、ならびに我が国の少子高齢化や甘味離れによる国内砂糖需要の漸減といった国内精糖事業に関する経営環境の変化が予測されております。

一方、海外では人口の増加に加え、新興国の経済発展による食生活の変化から、アジアを中心に砂糖需要は伸び続けており、今後、海外市場での展開が求められる環境になりつつあります。

また、日新製糖および新光製糖は、平成 15 年 4 月に業務提携基本契約書を締結し、両社の生産設備および販売網を相互に活用する取り組みを行ってまいりました。

こうした状況の下、今後のコスト、販売および品質競争を勝ち抜き、将来のグローバル市場における発展に繋げられるよう両社で十分な協議を進めてまいりました。その結果、国内の企業基盤を強化し、両社の経営資源を一体的に活用することで一層の企業価値向上を図ることを目的に、両社の従来の業務提携関係を発展させ、共同持株会社設立による経営統合を行うことを決定いたしました。

なお、日新製糖および新光製糖は、本日締結した覚書において、以下（2）ないし（4）に示す事

項について取り組み、一層の企業価値向上を目指すことについて合意しております。

(2) 経営統合の効果

共同持株会社設立後は、以下に示すようなシナジー効果を追求してまいります。

① 販売効率向上

「カップ印」ブランドへの統一、ならびに効率的な販売体制を整備

② 生産効率向上

両社の生産設備を一体運営することによる生産体制安定化と生産効率向上

③ 危機管理体制強化

東西生産体制確立によるリスク分散、危機管理体制強化

④ グループ横断的なコスト削減

原料、資材等の効率的購入による合理化、ならびに両社の管理部門の効率化推進、間接費削減

⑤ 研究・開発力向上

両社の研究・開発ノウハウならびに人材を結集することによる新製品等の開発力向上

(3) 経営統合の推進体制

日新製糖および新光製糖は、両社の代表取締役社長を共同委員長とし、両社の取締役および社員を構成員とする統合準備委員会を組成し、本株式移転による経営統合の推進にあたります。

(4) 経営統合後の再編等

日新製糖および新光製糖は、統合効果をより高めるために事業や組織の再編を進め、将来的には日新製糖、新光製糖、共同持株会社の早期の合併を目指してまいります。

2. 本株式移転の要旨

(1) 本株式移転の日程

株主総会基準日（両社）	平成23年3月31日(木)
株式移転計画および覚書締結承認取締役会（両社）	平成23年5月12日(木)(本日)
株式移転計画作成および覚書締結（両社）	平成23年5月12日(木)(本日)
株式移転計画承認定時株主総会（新光製糖）	平成23年6月23日(木)(予定)
株式移転計画承認定時株主総会（日新製糖）	平成23年6月28日(火)(予定)
東京証券取引所上場廃止日（日新製糖）	平成23年9月28日(水)(予定)
大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）	平成23年9月28日(水)(予定)
上場廃止日（新光製糖）	平成23年9月28日(水)(予定)
共同持株会社設立登記日（本株式移転効力発生日）	平成23年10月3日(月)(予定)
共同持株会社株式上場日	平成23年10月3日(月)(予定)

ただし、今後手続きを進める中で、やむを得ない状況等が生じた場合には、両社協議のうえ、日程を変更する場合があります。

(2) 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

会社名	日新製糖	新光製糖
株式移転比率（注1参照）	1	2.27

注1) 株式の割当比率

日新製糖の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式0.1株を、新光製糖の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式0.227株をそれぞれ割当て交付いたします。なお、共同持株会社の単元株式数は100株とする予定であります。

本株式移転により、日新製糖または新光製糖の株主に交付する共同持株会社の普通株式の数に1

株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 234 条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し 1 株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

ただし、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、上記株式移転比率は両社協議のうえ、変更することがあります。

注 2) 共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式 7,558,540 株

上記は日新製糖の発行済株式総数 50,387,948 株（平成 23 年 3 月 31 日時点）および新光製糖の発行済株式総数 11,522,000 株（平成 23 年 3 月 31 日時点）に基づいて記載しております。ただし、日新製糖および新光製糖は、本株式移転効力発生時点の直前時（以下「基準時」といいます。）までに、それぞれが保有する自己株式のうち、実務上可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、平成 23 年 3 月 31 日時点で両社の保有する自己株式（日新製糖については 869,180 株、新光製糖については 38,900 株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、両社は、平成 23 年 3 月 31 日以降、基準時までに取得した自己株式についても実務上可能な範囲で消却することを予定しているため、実際に共同持株会社が交付する新株式数は変動することがあります。

注 3) 単元未満株式の取扱いについて

本株式移転により日新製糖および新光製糖の株主の皆様に割当てられる共同持株会社の株式は東京証券取引所に新規上場申請を行うことが予定されており、当該申請が承認された場合、共同持株会社の株式は東京証券取引所での取引が可能となることから、日新製糖の株式を 1,000 株以上、または新光製糖の株式を 441 株以上保有するなどして、本株式移転により共同持株会社の株式の単元株式数である 100 株以上の共同持株会社の株式の割当てを受ける日新製糖または新光製糖の株主の皆様に対しては、引き続き共同持株会社の株式の流動性を提供できるものと考えております。

なお、100 株未満の共同持株会社の株式の割当てを受ける日新製糖または新光製糖の株主の皆様につきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができます。

（3）本株式移転に係る割当ての算定根拠等

① 算定の基礎

日新製糖および新光製糖は本株式移転に用いられる株式移転比率の公正性・妥当性を確保するため、日新製糖は SMB C 日興証券株式会社（以下「SMB C 日興証券」といいます。）を、新光製糖は大和証券キャピタル・マーケット株式会社（以下「大和証券 CM」といいます。）を第三者算定機関として任命し、それぞれ株式移転比率の算定を依頼し、株式移転比率算定書を受領いたしました。

SMB C 日興証券は、両社について、両社の株式がともに取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似上場会社比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を採用して株式移転比率の算定を行いました。各評価方法による算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の評価レンジは、日新製糖の普通株式 1 株に対する新光製糖の普通株式の評価レンジを記載したものです。

	評価方法	株式移転比率の評価レンジ
①	市場株価法	1 : 2.12～2.29
②	類似上場会社比較法	1 : 2.04～2.51
③	DCF 法	1 : 1.95～2.56

市場株価法については、新光製糖の平成23年3月期決算短信が公表された平成23年4月22日を基準日として、平成23年3月23日から平成23年4月22日の1ヶ月間の終値平均株価、平成23年1月23日から平成23年4月22日の3ヶ月間の終値平均株価および平成22年10月23日から平成23年4月22日の6ヶ月間の終値平均株価を採用し、株式移転比率を算定しました。

類似会社比較法については、両社と事業内容・ビジネスモデル等で比較的類似する上場会社の市場株価や財務諸表との比較を行い、株式移転比率を算定しました。

D C F法については、両社からそれぞれ受領した事業計画、直近業績の動向、両社が属する精糖業界のマクロ動向等を考慮した平成24年3月期以降の将来の収益予想に基づき、両社が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて、株式移転比率を算定しました。

S M B C 日興証券は、株式移転比率の算定に際し、日新製糖および新光製糖の資産および負債に関して、S M B C 日興証券による独自の評価もしくは査定、または公認会計士その他の専門家を交えた精査を行っておらず、第三者からの独立した評価等を受領しておりません。一方で、S M B C 日興証券は、株式移転比率の算定に際し参考可能な日新製糖および新光製糖および他社の財務情報、市場データおよびアナリスト・レポート等の一般に公開されている情報、ならびに財務、経済および市場に関する指標等を用いています。また、株式移転比率算定書は、その作成に当たり使用した各種情報および資料が正確かつ完全であること、当該情報・資料に含まれる日新製糖および新光製糖両社の将来の事業計画や財務予測が両社の経営陣による現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていること、ならびに日新製糖および新光製糖両社の株式移転比率の算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないことを前提としております。

大和証券CMは、両社株式に市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うと同時に、両社について類似会社比較法およびD C F法による算定を行いました。大和証券CMによる算定結果の概要は以下のとおりです。株式移転比率の評価レンジは、日新製糖の普通株式1株に対する、新光製糖の普通株式の評価レンジを記載したものです。

	採用手法	株式移転比率の評価レンジ
①	市場株価法	1 : 2.216 ~ 2.240
②	類似会社比較法	1 : 1.941 ~ 2.287
③	D C F法	1 : 2.083 ~ 2.851

なお、市場株価法については、平成23年5月6日を基準日として、基準日から直近1ヶ月、3ヶ月および6ヶ月の期間における終値平均株価を採用いたしました。大和証券CMは、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料および情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証は行っておりません。また両社とその関係会社の資産または負債（簿外資産および負債、その他偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、両社の財務予測（利益計画、およびその他の情報を含みます。）については両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

② 算定の経緯

上記のとおり、日新製糖はS M B C 日興証券に、新光製糖は大和証券CMに本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関から提出された株式移転比率についての専門家としての算定結果および助言を参考に、それぞれ、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記の株式移転比率が妥当であり、両社の株主の利益に資するものであると判断し、本日開催された両社の取締役会において、本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

なお、株式移転比率は、算定の根拠となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社の協議により変更することがあります。

③ 算定機関との関係

第三者算定機関であるSMB C日興証券および大和証券CMは、いずれも日新製糖または新光製糖の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(4) 本株式移転に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

日新製糖および新光製糖は、新株予約権および新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 両社の自己株式ならびに日新製糖保有の新光製糖株式および新光製糖保有の日新製糖株式に関する取扱い

日新製糖および新光製糖は、基準時までに、それぞれが現時点で保有するまたは今後新たに保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却する予定であります。

日新製糖が保有する新光製糖株式および新光製糖が保有する日新製糖株式に対しては、株式移転比率に応じて共同持株会社株式を割当てます。なお、本株式移転により日新製糖および新光製糖が保有することになる共同持株会社の株式につきましては、企業価値向上に資する活用方法を今後検討していく予定であります。

(6) 共同持株会社の新規上場に関する取扱い

日新製糖および新光製糖は、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所に新規上場を行う予定であります。上場日は、平成23年10月3日を予定しております。また、日新製糖および新光製糖は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、平成23年9月28日に日新製糖は東京証券取引所を、新光製糖は大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）を上場廃止となる予定であります。

なお、上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所および大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）の各規則により規定されます。

(7) 共同持株会社の配当について

共同持株会社の年間配当の金額につきましては、これまでの日新製糖および新光製糖の配当方針、配当水準、今後の共同持株会社の業績等を総合的に勘案して決定することを予定しております。

(8) 共同持株会社設立前の基準日に基づく両社の配当について

日新製糖は、平成23年6月28日（火）開催予定の定時株主総会での決議を前提に、1株当たり6円の配当を行うことを予定しております。新光製糖は、平成23年6月23日（木）開催予定の定時株主総会での決議を前提に、1株当たり10円の配当を行うことを予定しております。

(9) 利益相反を回避するための措置

日新製糖については、主要株主等から役員の派遣を受けておらず、独立した意思決定を行っております。

一方、新光製糖については、親会社から役員の派遣を受けておりますが、上場会社として、全株主の利益の最大化を目的として、独立性を確保した意思決定を行っております。

もとより、本株式移転は、親会社、上場子会社または支配株主と株式移転を行う場合に該当せず、一般的に利益相反に疑義を生じるものと考えられる基準に該当しないところ、日新製糖と新光製糖の両社の役員を兼務している者も存在しないため、潜在的な利益相反のおそれもないものと判断しております。

以上のことから、日新製糖および新光製糖は、利益相反を回避するための措置を特段講じておりません。

3. 本株式移転の当事会社の概要（平成 23 年 3 月 31 日現在）

(1) 商号	日新製糖株式会社	
(2) 事業内容	砂糖の製造販売を中心とする砂糖その他食品事業、スポーツクラブの経営等の健康産業事業、冷蔵倉庫事業、港湾運送事業、合成樹脂等販売事業、不動産賃貸事業	精製糖、氷砂糖、液糖の製造販売
(3) 設立年月日	昭和 25 年 6 月 1 日	昭和 19 年 6 月 10 日
(4) 本店所在地	東京都中央区日本橋小網町 14 番 1 号	大阪市城東区今福西 6 丁目 8 番 19 号
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 石本恒久	代表取締役社長 橋口洋一
(6) 資本金	7,004 百万円	1,495 百万円
(7) 発行済株式数	50,387,948 株	11,522,000 株
(8) 純資産（連結）	28,510 百万円	12,450 百万円
(9) 総資産（連結）	37,719 百万円	14,074 百万円
(10) 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日
(11) 従業員数（連結）	310 名	118 名
(12) 主要取引先	(仕入先) 三菱商事株式会社 丸紅株式会社 住友商事株式会社 (販売先) 日新カップ株式会社	(仕入先) 住友商事株式会社 (販売先) 住友商事株式会社 三菱商事株式会社 全国農業共同組合連合会
(13) 大株主及び持株比率	住友商事(株)	19.41%
	㈱三井住友銀行	4.89%
	住友信託銀行(株)	3.97%
	日新製糖共栄会	3.46%
	ブルドックソース(株)	2.64%
(14) 主要取引銀行	株式会社三井住友銀行	株式会社三井住友銀行
	株式会社みずほコーポレート銀行	株式会社りそな銀行
	住友信託銀行株式会社	
	株式会社日本政策投資銀行	
(15) 当事会社間の関係	資本関係	日新製糖は、新光製糖の発行済株式総数の 6.34%を保有しております。 新光製糖は、日新製糖の発行済株式総数の 0.60%を保有しております。
	人的関係	なし
	取引関係	日新製糖および新光製糖は、精製糖などの生産・販売に関する業務提携基本契約を締結しており、精製糖の調達等の取引関係があります。
	関連当事者への該当状況	新光製糖は、日新製糖のその他の関係会社である住友商事株式会社の子会社であり、関連当事者に該当します。

(16) 最近3決算期間の業績（連結）

(単位：百万円)

	日新製糖			新光製糖		
決算期	平成21年 3月期	平成22年 3月期	平成23年 3月期	平成21年 3月期	平成22年 3月期	平成23年 3月期
売上高	43,324	43,299	44,344	12,042	12,773	13,848
営業利益	1,425	2,256	2,524	693	933	829
経常利益	1,316	2,442	2,612	868	1,148	1,010
当期純利益	740	1,141	1,393	523	729	641
純資産額	26,751	27,691	28,510	11,305	11,932	12,450
総資産額	36,299	36,946	37,719	12,539	13,462	14,074
1株当たり当期純利益 (円)	14.72	22.75	28.14	45.58	63.49	55.87
1株当たり年間配当金 (円)	6.00	9.00	6.00	8.00	10.00	10.00
1株当たり純資産(円)	532.19	559.15	575.75	966.46	1,022.27	1,067.93

4. 本株式移転により新たに設立する会社の状況

(1) 商号	日新製糖ホールディングス株式会社 (英文名 : Nissin Sugar Holdings Co., Ltd.)		
(2) 事業内容	砂糖の精製・販売等を行う子会社等の経営管理およびそれに付帯または関連する業務		
(3) 本店所在地	東京都中央区日本橋小網町14番1号		
(4) 代表者及び役員の就任予定	代表取締役会長	竹場紀生	現：日新製糖株式会社代表取締役会長
	代表取締役社長	樋口洋一	現：新光製糖株式会社代表取締役社長
	専務取締役	住井昌三	現：日新製糖株式会社専務取締役
	常務取締役	森永剛司	現：新光製糖株式会社取締役
	取締役	三浦紀之	現：日新製糖株式会社常務取締役
	取締役	青砥由直	現：日新製糖株式会社常務取締役
	取締役	砂岡睦夫	現：新光製糖株式会社取締役
	取締役	西垣 淳	現：日新製糖株式会社取締役
	常勤監査役	藤井邦弘	現：日新製糖株式会社常勤監査役
	監査役	前田浩之	現：住友商事株式会社糖質・飲料原料部長
(5) 資本金	7,000 百万円		
(6) 純資産(連結)	現時点では確定しておりません。		
(7) 総資産(連結)	現時点では確定しておりません。		
(8) 事業年度の末日	3月31日		
(9) 会計処理の概要	本株式移転は、企業結合会計基準における「取得」に該当するため、パーチェス法を適用することが見込まれています。これに伴い、共同持株会社の連結決算において「負ののれん」の計上が見込まれますが、現時点では金額等を見積もることができないため、金額等については確定次第お知らせいたします。		
(10) 今後の見通し	今後両社にて、本経営統合後の業績予想を検討してまいります。平成24年3月期の業績予想につきましては、決定次第お知らせする予定であります。		

(参考) 日新製糖当期連結業績予想（平成 23 年 5 月 12 日公表分）および前期連結実績

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期業績予想 (平成 24 年 3 月期)	45,300	2,100	2,200	1,300
前期実績 (平成 23 年 3 月期)	44,344	2,524	2,612	1,393

(参考) 新光製糖当期連結業績予想（平成 23 年 4 月 22 日公表分）および前期連結実績

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期業績予想 (平成 24 年 3 月期)	14,700	590	720	470
前期実績 (平成 23 年 3 月期)	13,848	829	1,010	641

以上